

成年被後見人等宛て通知書等の送付先住所登録廃止届

（宛先） 竹田市長・竹田市福祉事務所長・大分県後期高齢者医療広域連合長

本届をもって、送付先住所登録を廃止するとともに、所管課で情報を共有することに同意します。なお、送付先登録廃止に伴う一切の責任については、申請者（成年後見人等）が負います。

		届出日	年	月	日	
申請者 (成年後見人等)	フリガナ		本人との 関係	☐ 成年後見人 ☐ 保佐人		
	氏 名			☐ 補助人 ☐ 任意後見人		
	住 所	〒 電話番号 ()				
本人 (成年被後見人等)	フリガナ		生年月日	年	月 日	
	氏 名					
	住 所	〒 電話番号 ()				
	その他	※ 後期高齢者医療の送付先登録を 希望する場合は記入 【後期高齢者医療制度 被保険者番号】				

廃止の理由を記入してください。

《注意事項》

- (1) 住民票や税証明等の交付申請や各種申告については、それぞれの担当課で手続をする必要があります。
- (2) 届出した日から、実際に送付先の廃止が完了するまでに数日かかることがあります。また、届出日時点で発送準備が整っている通知書等については、登録先住所に届くことがありますので御了承ください。